

[事案 21-97] 契約転換無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 5 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

契約転換時に、営業担当者が虚偽説明をしたとして、契約転換後の払込保険料の返還を求めたもの。

< 申立人の主張 >

昭和 54 年 4 月に、同 49 年に加入した定期付養老保険を転換して、30 年満期の定期付養老保険に加入した。勧誘を受けた際、「満期時には支払った保険料に配当金がついて 1,000 万円になって戻ってくる」、「1,000 万円の支払いは保証する」などという説明があったが、実際に満期時に支払われたのは 435 万円余であった。当時の営業担当者の説明が不適切であったので、契約転換後の払込保険料 738 万円余を返してほしい。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、説明内容に何ら違法とされる点はなく、既払込保険料返還の請求に応ずることはできない。

- (1) 営業担当者は、転換後の契約の死亡保険金等の保障内容が申立人の家庭のニーズに合致していることを中心に説明し、満期時には満期保険金 400 万円と配当金が支払われる旨説明したにとどまり、「支払った保険料に配当金が付く」という契約内容と乖離した誤った説明や、「保証する」といった断定的な説明を行った事実はない。
- (2) 転換後の保険契約の内容については、営業担当者の説明だけでなく、パンフレットや見積書、保険証券などで申立人に明示している。配当金の変動しうることやその現状は、上記の書類等で申立人に逐次伝えていた。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 資料によれば、申立人は、昭和 49 年に締結した申立外契約を被転換契約として、同 54 年の契約転換により申立契約に転換したこと、申立契約は、満期時には満期保険金 400 万円と満期時積立配当金及び満期配当金が支払われる内容の保険であったが、配当金として確定金額を支払うものとはされていないこと、契約転換手続の際に、営業担当者が説明に使用し、申立人に交付したと認められるパンフレットには、「ご契約後 3 年目からつく配当金は、年 8 % の複利で積立ってます。なお、この利率（現行 8 %）は、経済情勢により変動することがあります。記載の積立配当金額及び満期配当金額は、昭和 52 年度決算にもとづいて計算したもので、今後変動することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。」との注意文言が記載されていたことが認められる。
- (2) 申立人は、営業担当者が、「保険料に配当金が付く」、「満期時に 1,000 万円の支払いを保証する」との説明をしたと主張するが、生命保険における配当金は、毎年の決算の結果によって剰余金が生じた場合に、その還元として契約者に分配される金銭をいい、預貯金の利息とは性質が異なる。そして、配当金は、毎年の決算の結果によって変動し、剰余金が生じなかった時には、ゼロとなることもある。従って、申立人の主張する営業

職員の説明内容は、配当金の性質とは明らかに異なるものといえ、また、前記のとおり、パンフレットにも、「満期時に確定金額の支払いを保証する」旨の記載はない。

(3)本件のような、営業担当者が、商品の性質と明らかに異なる説明をしたことや、パンフレットなどの書面に記載のない説明をしたかが争点となる場合には、虚偽説明の事実を主張する者（本件では申立人）において、その事実を証明する必要がある。申立人は、営業職員が虚偽の説明をしたと認めることができる証拠として、営業職員の手書きのメモを提出しているが、メモが作成された経緯については必ずしも明らかではないが、メモには保険料についての記載はあるものの、配当金や 1,000 万円の返還金があることの記載はなく、このメモが、虚偽説明の事実を認めるに足りる証拠とは言えない。とすると、結局、申立人の供述の他に、営業担当者の虚偽説明を認めるに足りる証拠はなく、営業担当者が虚偽説明をしたと認めることはできないと言わざるを得ない。

以上の次第で、営業担当者が契約転換手続に際し、重要事項について事実と異なることを告げたり、将来において受け取るべき金額について断定的判断を提供したとは認められず、営業職員に詐欺（人を欺罔して錯誤に陥らせる行為）があったと認めることもできず、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）は認められない。また、申立人に錯誤の存在を認めることはできず、錯誤無効（民法 95 条）の主張も認められない。